(1)

岐

次

目

則

規

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

(県民生活相談センター)

ペ ージ

号 外

(+)

平 成二十八年 三 月二十九日

規

則

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第三十一号

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

改正する。 岐阜県消費生活条例施行規則(昭和五十年岐阜県規則第百五号)の一部を次のように

加え、同条第二項中「消費生活相談員」を「前項の消費生活相談員」に、「消費生活に 号を第二号とし、第四号を削る。 規定により合格した者とみなされた者を含む。)」に改め、同条第三項中「特別苦情処理 表示防止法等の一部を改正する等の法律 (平成二十六年法律第七十一号) 附則第三条の 十条の三第一項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当 関し必要な知識及び能力を有する者」を「消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第 に」の下に「、同条第二項の特別苦情処理員は環境生活部県民生活相談センターに」を 員」を「第一項の特別苦情処理員」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三 第四条第一項中「及び特別苦情処理員」及び「本庁並びに」を削り、「飛驒県事務所

第五条中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改める。

項第二号とし、同項中第四号を第三号とする。 **活相談員 (消費生活相談員にあつては、知事が指名する者に限る。)」を加え、同号を同** |項中第一号を削り、 第二十九条第一項中「本庁」を「環境生活部県民生活相談センター」 に改め、同条第 第二号を第一号とし、同項第三号中、「職」の下に「及び消費生

平成二十八年三月二十九日

外 毎週 (金曜日)

岐 阜

県 公 報

号

発行